平成２５年（フ）第１５６６号
名古屋市西区八筋町471番地　ヤマコウビル302号
債務者　板井　榮一
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７号
北海道小樽市祝津１丁目２番114号
債務者　佐賀　俊之
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９８号
北海道積丹郡積丹町大字美国町字美良波140番地１　美国団地３号棟203号室
債務者　佐賀　静枝
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５３７号
仙台市泉区松森字陣ケ原55番地の１　ベルデ・アルカディアＣ203、従前の住所秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下570番地26
債務者　三浦　雪子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字後沢38番地26
Ｄｕ，Ｏｒｇｅｌ，ｓｔ26―102号
債務者　深坂　一美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
仙台市宮城野区新田１丁目11番６号　コーポ三浦203、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字西柴崎50番地の５　メゾンＫＯＳＨＯ102
債務者　黒須　沙織
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
福島県二本松市小沢字石倉140番地、従前の住所福島県二本松市本町１丁目240番地５松坂荘２－５号
債務者　佐藤　一志
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第７９号
福島県二本松市上川崎字糸内51番地
債務者　野地　慧子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２５１号
茨城県東茨城郡茨城町大字城之内184番地19
債務者　矢板　英二
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３２２号
茨城県ひたちなか市新光町23番地　県営ひたちなかアパート４棟１－１号
債務者　桂　　政則
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７４号
茨城県稲敷郡阿見町西郷３丁目６番地１　湯原住宅
債務者　池田　　正
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０４号
茨城県石岡市大砂10214番地３　大砂南住宅94号
債務者　岡野　一樹
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７２号
千葉県茂原市東茂原15番地57
債務者　川口　　茂
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
千葉県茂原市東茂原15番地57
債務者　川口　礼子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
千葉県いすみ市岬町桑田1379番地３
債務者　安藤　律子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
千葉県木更津市下烏田847番地１
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２７２号
新潟市南区戸頭273番地８、申立時の住所新潟市東区東明７丁目３番地13
債務者　秋山富有美
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部